

- 一、夜期手當は其の通り
  - 一、金一封の家族慰問金は其の通り
  - 一、職首者及び即時復職せしめらるる者
  - 一、多手議中出動板の必要あり
  - 一、大家の努力を促進する要あり
- 東京交通労働組合再第議團方針

東京交通  
労働組合  
本部之印

別記

- 指令 再第第二編 二
- 一、各支部の即時編成を確立
  - 二、各支部は大家並役員會組合を聞き経過報告を通し役員負をアジリし其の先端に立つる職首者と大家の要望を一致せしめ
  - 三、各支部は各班々に連絡責任者各一班に一人乃至二人を定め(一班十人乃至十五人(適當)多人数の班は二人の責任者又は三班に分割す可)指令の徹底化と行動の敏捷を計
  - 四、職首者は絶えず出張所に滞留し大家と密着せよ、そのために部會委員の仕事をしめて可
  - 五、職首團を組織し
  - 六、首角は職首の集中化を恐れず、其を切崩すために職首者に対し適宜に解決をつし甘言を以て解雇を承認せしめようとして可、その手には一介も乗せざる
  - 七、個々の解決は全従業員に不利であると同時に大家の利益を損ねるもの、別様の大家働者の利益を賣りつゝのりた、だから断して職首者の個人行動は更しなかりぬ
  - 八、各支部の職首者は職首者委員会と直ちに持ち行動を一致せしめよ
  - 九、個人行動に對する制裁は委員会に決定し
  - 十、義務者 伊藤 宮井 馬場 渡田 日當 御用 ために四人一(更新會)とを非つた
  - 十一、とんちんちんに労働者は一足し入るを力ないたが、逆宣傳の本家と夜道を喰物にするため看板を、この看板を叩きつゝ

各支部 柳中

東京交通労働組合再第議團  
主 腦 部

- 別記
- 指令 再第第三編
- 一、職首者委員会組織
  - 二、本部に直接連絡を取る為の方針上段の即時職首委員会を組織す
  - 三、職首者委員会は本部の重要部隊に付責任者は適當に開催す
  - 四、電車部組織文部單位
  - 五、三回 赤坂 廣尾工場
  - 六、青山 青南 新宿
  - 七、大家 神田所 早稲田 葉陽
  - 八、本部 総務部 三ノ輪
  - 九、自働車全支部
  - 十、電車 報通 費路全支部
  - 十一、各支部の職首者委員会連絡を本部連絡委員加すること
  - 十二、各支部の職首者委員会責任者は連絡委員に直接に実行委員とす
  - 十三、職首者委員会に於ては左の事項を直ちに実行す
  - 十四、職首者は個々の行動を絶對に慎み先分注意を拂ひ本部の指令又は委員会より決する事項以外の行動に参与する場合は精細に通知す
  - 十五、職首者は親善會を密着するため支部内に於て常に連絡の任務を宣傳其他行動に於て大家の先頭
- 第一委員会  
第二委員会  
第三委員会  
第四委員会  
第五委員会  
第六委員会